1970年国内競技車両規定

第46条　フォーミュラＪ

第46条-1　エンジン：
　　エンジンは４輪自動車用のものをベースとして使用のこと。

第46条-2　気筒容積別クラス：
　　車はその気筒容積にしたがい、つぎの３クラスに分けられる。
　　クラス1：　　360ccを含み　360ccまで
　　クラス2：　360ccを越え　600ccを含み　600ccまで
　　クラス3：　600ccを越え　850ccを含み　850ccまで

第46条-3　最低重量：
　　クラス1：250kg
　　クラス2：300kg
　　クラス3：350kg

第46条-4　寸法：
　　最小限ホイールベース：　　170cm
　　最小限トラック：　　100cm
　　最大限車体幅：　　95cm

第46条-5　つぎの項目が共通規定として適用される。

第46条-5-1　最低重量：
　　最低重量は走行可能な状態、すなわちいっさいの潤滑油および冷却液を満たし、燃料を除いた車の重量をいう。
　　取外し可能なバラストは禁止される。１個もしくは数個のバラストを組込むことによって車の重量を満たすことは許される。一体となった固体ブロックが使用され、かつそのブロックは工具によって固定され、また車検委員が必要と認めたばあい封印をほどこすことができるようなものでなければならない。

第46条-5-2 、車の構造：
　　左右対象でなければならない。すなわちその車を水平にし計量したばあい、いずれの片側半分の重量も全体の重量の半分でなければならないが、その半分の重量のプラス・マイナス５％の誤差が許される。
　　上記を検証するためには、計量はすべてのタンクを満たし（燃料、水、オイル）少なくとも75kgのドライバー１名が運転席に普通の状態で着席して（もしくは同じ場所に同じ重量のバラストを置いて）おこなわれなければならない。

第46条-5-3　後退ギヤ：
　　すべての車は競技会の出走時において作動可能な後退ギヤを含むギヤボッタスを有さなければならない。また、着席したドライバーによって操作できること。

第46条-5-4　自動始動装置：
　　着席したドライバーによって操作できる電気もしくはその他の動力源を有すること。

第46条-5-5　防火装置：
　　国際スポーツ法典第１２５条に規定されているところ以外に、車両は自動的にもしくは
　　ドライバーが操作できるメインスイッチを備えていなければならない。

第46条-5-6　運転席：
　　ドアを開いたり、あるいはパネルを取外さずに乗り降りできるようになっていること。
　　運転席に着席するとドライバーは進行方向に直面するようになっていなければならない。

第46条-5-7　安全ベルトの取付け：
　　ベルトを使用することは任意である。

第46条-5-8　ホイールは車体の外側にあること：
　　車体の側板（下記に規定する燃料タンクのための余裕を除く）がホイールの内側に接する
　　垂直面を出ないこと。
　　前後トラックが異なるばあいには、車体の前半は前輪の内面に接する垂直面を限度とし、
　　後半は後輪の内側に接する垂直面を限度とする。
　　側面に燃料タンクを装着することは許されるが、ただしそのばあいにはタンクは前後輪の
　　中間線の間を通過する垂直面を出ないこと。

第46条-5-9　制動安全装置：
　　同一のペダルによって操作される二重回路を有し、つぎの条件に合うものでなければならない。
　　ペダルは通常４輪を制御するも、のであること。制動装置のパイプに洩れがあるばあい、
　　もしくは制動伝達装置になんらかの欠陥があるばあいでも、ペダルは少なくとも２車輪の
　　ホイールを依然制御するものであること。

第46条-5-10　燃料タンク：
　　つぎの条件に適合しなければならない。注入管は急速燃料補給の際（とくに加圧のもとに
　　おこなうばあい）空気の排出ができるようにじゅうぶんな直径を有するものとし、かつ必要
　　ならばタンクと外気とを結合するフリーザー・パイプは走行中の燃料洩れを防止できること。

第46条-5-11　排気管：
　　排気管の出口は、それが水平に後方に向けられているばあいには地面より30cm以上、
　　60cm以下の高さに置かなれければならない。
　　その排気管が車体の構成要素によって全部覆われているものでないばあいには、車体の
　　全長を越えて25cm以上出てはならない。

第46条-5-12　潤滑油の補給：
　　これは競技中は許されない。
　　オイル・タンクおよびラジエーターの注入口は封印を施すことができなければならない。
　　潤滑油タンクの注入口に封印される鉛はレース中のいかなるときも取除くことはできない。
　　ラジエーターの注入口に封印される鉛はレースのスタートにおいて施されるが、ピット・
　　ストップの際には取除くことができる。

第46条-6　安全装置：

第46条-6-1　安全ロールバー：
　　第15条-1の規定に準拠する。

第46条-6-2　被覆線、電線または電気装置：第43条-14-2の規定に準拠する。

第46条-6-3　安全燃料タンク：
　　燃料タンクはＵＳＡＣの仕様あるいはＦＩＡにより認められた仕様に準拠している
　　ことが望ましい。

第46条-6-4　燃料タンクの注入口とキャップ：
　　第43条-14-4の規定に準拠する。

第46条-6-5　消火器：
　　第43条-14-5の規定に準拠する。

第46条-6-6　電気回路開閉装置：
　　第43条ー14-6の規定に準拠する。

第46条-6-7　最低重量に対する安全装置の影響：

　　つぎの３つの安全装置の導入は後記した重量のハンデキャップを負わすことが考慮される。
　　ａ）安全ロールバー：５ｋｇ
　　ｂ）安全燃料タンク：５ｋｇ
　　ｃ）消火装置:5kg（少なくとも2.5kgの消火容量のあるもの）
　　これら３つの安全装置の適用は当該車両の最低重量におのおの5kgづつの増量が付加される。

第46条-7　オイル・キャッチ・タンク：
　　エンジンまたはトランスミッションなどから外に出るオイルを集めるためにタンクもしくは
　　装置を装着しなげればならない。この装置はフォーミュラＪに対しては最少限２リッターの
　　容積を有するものでなければならない。